

令和2年度（2020年度）横浜市原子爆弾被爆者に対する はり・きゅう・マッサージ療養費助成制度のご案内

横浜市では、原子爆弾被爆者の方に対して、次のような援護事業を実施しています。（令和2年5月7日更新）

| | | |
|--------|---|------------------------------|
| 1 対象者 | 横浜市に住民登録がある被爆者健康手帳の交付を受けた方で、はり・きゅう・マッサージ療養費の助成を希望される方。 | |
| 2 助成対象 | 健康保険等によらない、はり・きゅう・マッサージの療養に要した費用のうち、月額3,000円を限度として助成します。 | |
| 3 申請方法 | お住まいの区の福祉保健センター福祉保健課、または健康福祉局保健事業課で助成申請を受け付けます。（郵送も可） 申請する際は、次の書類が必要です。 ① 「被爆者はり・きゅう・マッサージ療養費助成申請書」（本人記入） ② 被爆者健康手帳1ページ目の写し ③ 住民票の写し | |
| 4 助成決定 | 当該制度の助成資格の有無を審査したうえ、助成を決定した場合には、横浜市からご本人様あてに「被爆者はり・きゅう・マッサージ療養費助成決定通知書」を郵送します。この書類には、承認番号等が記載されていますので、大切に保管してください。なお、決定通知書に記載された「助成開始年月日」以降に受けた療養費が助成対象となります。 | |
| 5 請求方法 | お住まいの区の福祉保健センター福祉保健課健康づくり係、または健康福祉局保健事業課で助成請求書を受け付けます。（郵送可※消印有効） 請求の際は、次の書類をご提出ください。 ①被爆者はり・きゅう・マッサージ療養費助成請求書」（本人記入） ②領収書（原本）（①の請求書の裏面に貼付してください。） 請求時期（提出期限を過ぎると助成交付できません。） 1月～ 3月分： 4月20日まで 4月～ 6月分： 7月20日まで 7月～ 9月分： 10月20日まで（※） 10月～12月分： 1月20日まで（※） ※ 20日が休日の場合は、その前日が提出期限となります。 平成26年4月1日より様式が変更となっていますので、ご注意ください。 | |
| 6 支給決定 | 提出された請求書を審査したうえ、支給を決定した場合には、横浜市から「被爆者はり・きゅう・マッサージ療養費支給決定通知書」を郵送します。この書類には、助成決定金額及び振込予定時期が記載されていますので、ご確認ください。 | |
| 7 変更届 | 療養費助成を受けている方が、受給資格を喪失した場合、もしくは氏名・住所の変更があった場合には、お住まいの区の福祉保健センター福祉保健課健康づくり係、または健康福祉局保健事業課まで、「被爆者はり・きゅう・マッサージ療養費助成資格喪失・氏名・住所変更届」を必ずご提出ください。（郵送可） | |
| 8 問合せ先 | () 区福祉保健センター 福祉保健課健康づくり係 | TEL： — FAX： — |
| | 健康福祉局保健事業課 | TEL：671-2453 FAX：663-4469 |
| 9 郵送先 | 〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 横浜市健康福祉局 保健事業課 被爆者はり・きゅう・マッサージ担当 | |